

Ⅲ 学校体育施設開放

1 熊本県関係法規

(1) 熊本県立学校管理規則

(昭和 32 年 11 月 9 日教育委員会規則第 6 号 最終改正平成 29 年 2 月 17 日教育委員会規則第 1 号)

(使用許可)

第 25 条 校長は、学校の施設又は設備を社会教育その他の公共のために使用させることができる。ただし、3 日以上にわたる長期の使用又は異例の使用の場合には、あらかじめ委員会の指示を受けなければならない。

(2) 熊本県立学校管理規則制定について

(昭和 32 年 12 月 14 日教学第 2273 号 最終改正平成 18 年 2 月 20 日教高第 1403 号)

四 施設、設備等について

ロ (使用許可)

社会教育その他の公共のために学校の施設、設備を使用させる場合は、校長が許可を行うこととした。この際には、「行政手続法施行に伴う審査基準等の設定及び公表について（平成 6 年 9 月 28 日付管第 263 号）」及び「熊本県立学校体育施設の使用に関する条例」を遵守するものとする。

ただし、「熊本県立学校体育施設の使用に関する条例」に基づき許可を行う場合以外で、3 日以上にわたる使用又は異例の使用の場合は、事前に委員会の指示を受けることとした。

なお、「社会教育その他の公共」の範ちゅうは、公共であることのみ限定するものではない。

(3) 熊本県立学校体育施設の使用に関する条例

(昭和 45 年 3 月 31 日条例第 25 号 最終改正平成 31 年 3 月 22 日条例第 8 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、県立学校の体育施設を体育団体等の行なう体育活動の利用に供し、もって県民の体力の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「体育施設」とは、県教育委員会の所管に属する県立学校の施設であって、別表左欄に掲げるものをいう。

(施設の利用)

第 3 条 体育施設は、学校教育の管理運営に支障のない限り、体育団体等の行なう体育活動のための利用に供することができる。

2 体育団体等は、体育施設を利用しようとするときは、県教育委員会の許可を受けなければならない。

<p>(使用料)</p> <p>第4条 体育施設を利用する体育団体等は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、前条第2項の許可を受けたときに、納めなければならない。ただし、利用者が国又は地方公共団体の機関であるときは、利用後に納めることができる。</p> <p>3 既納の使用料は、返さない。ただし、相当の理由があると認められるときは、その一部又は全部を還付することができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、体育施設の使用に関し必要な事項は、県教育委員会規則で定める。</p> <p>附 則 (略)</p>

別表 (第2条、第4条関係)

体 育 施 設 名		使 用 料	
		単 位	金 額
運 動 場 野 球 場 ソ フ ト ボ ー ル 場 ラ グ ビ ー 場 サ ッ カ ー 場 屋 外 バ レ ー ボ ー ル コ ー ト 屋 外 バ ス ケ ッ ト ボ ー ル コ ー ト 屋 外 テ ニ ス コ ー ト 馬 場			無 料
体育館	660平方メートル未満	全面2時間につき	200円
	660平方メートル以上	全面2時間につき	400円
	バレーボールコート	1面2時間につき	200円
	バスケットボールコート	1面2時間につき	200円
	バドミントンコート	1面2時間につき	130円
	卓 球	1面2時間につき	60円
柔 道 場		全面2時間につき	200円
剣 道 場		全面2時間につき	200円
弓 道 場		全面2時間につき	130円
相 撲 場		全面2時間につき	60円
プール	25メートル	全面2時間につき	260円
	50メートル	全面2時間につき	520円
厩 舎		1房1日につき	960円

備考

- 1 使用時間が2時間を超える場合の使用料は、1時間までごとにつき使用時間2時間までの使用料の半額を加算した額とする。
- 2 夜間照明を利用する場合の使用料は、1キロワット時（1キロワット時未満の場合は、1キロワット時とする。）26円を加算した額とする。

(4) 熊本県立学校体育施設の使用に関する規則

(昭和 45 年 3 月 28 日教育委員会規則第 10 号 最終改正平成 23 年 3 月 4 日教育委員会規則第 1 号)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、熊本県立学校体育施設の使用に関する条例(昭和 45 年 3 月 31 日条例第 25 号。以下「条例」という。)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(許可手続)

第 2 条 使用の許可を受けようとする体育団体等の代表者(以下「代表者」という。)は、使用日の 10 日前までに学校備え付けの使用許可申請書(別記第 1 号様式)を校長に提出しなければならない。ただし、使用許可申請書の提出期限については、校長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

2 使用を許可した場合は、使用許可通知書(別記第 2 号様式)を代表者に交付するものとする。

(許可の条件)

第 3 条 使用を許可する場合は、必要な条件を付けることができる。

(使用許可の基準)

第 4 条 第 2 条第 1 項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- (1) 県立学校体育施設における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 県立学校体育施設の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他利用させることが県立学校体育施設の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第 5 条 次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 条例の規定に違反したとき。
- (2) 前条第 3 項に該当することとなったとき。
- (3) 使用許可の条例に違反したとき。
- (4) その他特に支障があると認められたとき。

(使用料の還付)

第 6 条 条例第 4 条第 3 項のただし書の規定により、既納の使用料を還付する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 使用者の責めに帰することができない事由により、体育施設を使用することができなくなったとき。
- (2) 使用期日の 7 日前までに使用の取消しを申し出たとき。
- (3) 前条第 3 号により、使用の許可を取り消したとき。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする代表者は、使用しないこととなった日以降5日以内に、使用料還付申請書(別記第3号様式)を校長に提出しなければならない。

(弁償)

第7条 使用中、体育施設及び他の学校施設を破損した場合は、代表者は、速やかに校長に報告し、その指示に従い、原形に復帰し、又はそれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるものを除くほか、必要な事項は、校長が定める。

附 則 (略)

(第1号様式)

県立学校体育施設使用許可申請書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

住 所
申請者
氏 名 印

下記により使用を許可くださるよう申請します。

記

使用団体名			
使用目的 及び人員			
使用期間 使用時間	年 月 日から	年 月 日まで (日間)	
	時 分から	時 分まで (時間)	
使用施設名 及び単位	学校	※ 使用料金	
摘 要			
連絡責任者			

(備考)

- 1 ※欄は申請者では記入しないでください。
- 2 申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

(第2号様式)

県立学校体育施設使用許可通知書

年 月 日

(申 請 者) 様

校 長 氏名

年 月 日付け申請の施設の使用等については、次のとおり許可します。

記

使用団体名			
使用目的 及び人員			
使用期間 使用時間			
使用施設名 及び単位		納入料金	
許可の条件			
備 考			

(第3号様式)

県立学校体育施設使用料還付申請書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

住 所
申請者
氏 名 印

下記により既納の使用料を還付して下さるよう申請します。

記

申請団体名	
還付申請 の理由	
使用予定期 日及び時間	
使用施設名 及び単位	
還付を求 める金額	
備 考	

(5) 熊本県立学校体育施設の使用に関する条例および熊本県立学校体育施設の使用に関する規則の運用について

(昭和45年5月2日 教体第89号 教育長通達)

県立学校体育施設の利用については、これまで熊本県財産条例によって運用されてきたが、一般の体育活動の普及にともない学校体育施設利用の必要性が高まってきたので、このたび別添のとおり熊本県立学校体育施設の使用に関する条例および熊本県立学校体育施設の使用に関する規則を制定し、昭和45年4月1日から施行されました。

ついては、条例および規則の趣旨が十分生かされるよう下記事項に留意のうえ、運用の適正を図られるよう願います。

記

- 1 条例および規則中の「体育団体等」とは、次のものをいう。
 - (1) 体育活動を目的として組織した団体
体育協会、競技団体、地域体育団体、職場体育団体、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、中学校体育連盟等
 - (2) 各種団体が体育活動を行なう場合
婦人会、青年団等
 - (3) (1) および (2) に準ずる組織体
地域スポーツクラブ、組域スポーツクラブ、青少年スポーツクラブ等
- 2 条例中の「体育活動の利用に供し」とは、学校教育の目的以外に行なわれる各種の体育大会、練習試合および練習などに使用させることをいう。
- 3 体育施設を体育団体等に使用許可を与える場合は、条例および規則等の内容や各学校における使用者心得などを使用者側に明示して許可をすること。
なお、学校以外の施設等の損害に対しても使用者側が責任を負うことを指導しておくこと。
- 4 (1) 勤務時間外に体育施設を体育団体等に使用させる場合は、必要に応じて校長は監視者をおくことができる。
 - (2) この場合、監視者は学校の状況に明るく、責任感の強い人を指定することが望ましい。たとえば、市町村に設置されている体育指導委員や学校の監視等業務の被委託者（できれば非番の方がよい）等をあてることなどが考えられる。
 - (3) 監視者は、条例および規則等の趣旨を十分理解して、体育施設が適正に使用されるよう次の任務を行なう。
 - ア 使用についての許可の条件が守られているかの確認
 - イ 破損個所の有無や終了後の整理等の確認
 - ウ 確認事項について校長への報告
 - エ その地必要な事項
 - (4) 監視者には、県費による報償費を支出する。
- 5 学校の監視等業務の被委託者に対しては、体育団体等が体育施設を使用する場合についての留意事項をあらかじめ指導しておくこと。
- 6 この取り扱いについては、昭和44年1月25日付、教施第17号「行政財産の使用許

可について」を参考とし、許可通知書の番号は、昭和45年4月1日付、教施第1号の「行政財産使用許可通知書の指令番号について」の番号を使用すること。

(備考)

本年度についての予算措置

(1) 報償費は5時間まで500円とし、これを越える場合は1時間単位100円を加算する。この予算については別途令達する。

(2) 需用費については、実績に応じて各学校に配分する。

(6) 県立学校体育施設一般開放に伴う使用料等の徴収について (通知)

(昭和51年12月20日 教体第570号 教育長通知)

このことについて、昭和45年5月2日付け教体第89号(通達)の2(県立学校体育施設の使用に関する条例は、学校教育の目的以外に行なわれる各種の大会や練習に使用させる)で示す通りであるが、不徹底のむきがあるので、今後、さらに下記事項に留意のうえ遺漏のないよう取り計られるよう願います。

記

1 使用料について

昭和45年12月24日付け教体第699号にもとづく高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、中学校体育連盟の主催する対外運動競技については、学校教育活動内の大会と認められるので、熊本県立学校体育施設の使用に関する条例第4条でいうところの使用料は徴収を要しない。また、その他(体育協会、競技団体等)の主催する対外運動競技については、学校教育活動以外であるので、使用料の徴収方願います。

2 夜間照明使用料の算出について

(以下省略)

2 国関係法規

(1) 教育基本法

第12条（社会教育） 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(2) 学校教育法

（学校施設の社会教育への利用）

第137条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

(3) スポーツ基本法（平成23年6月24日交付）

（目的）

第1条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（学校施設の利用）

第13条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(4) 社会教育法（令和元年6月7日公布（令和元年法律第26号）改正）

第6章 学校施設の利用

（適用範囲）

第43条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）又

は公立学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

（学校施設の利用）

第44条 学校（国立学校又は公立学校をいう。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、大学及び高等専門学校以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

（学校設置利用の許可）

第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第46条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第47条 第45条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第1項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

（5）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成30年6月8日公布（平成30年法律第42号）改正

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

1 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

2 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

3 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

4 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する

こと。

- 5 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 7 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 8 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 9 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 10 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 11 学校給食に関すること。
- 12 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 13 スポーツに関すること。
- 14 文化財の保護に関すること。
- 15 ユネスコ活動に関すること。
- 16 教育に関する法人に関すること。
- 17 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 18 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 19 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(事務の委任等)

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(6) 地方自治法

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(7) 学校体育施設開放事業の推進について(通知)

(昭和51年6月26日 文体体策146号 文部省事務次官通達)

国民が日常生活の中でスポーツ活動に親しむことができるように、文部省では従来から学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲において地域住民のスポーツ活動に供する事業(以下「学校体育施設開放事業」という。)を奨励援助してきたところであります。

最近におけるスポーツ活動に関する国民の要望を考慮し、学校体育施設開放事業を一層促進するため、文部省においては昭和51年度から学校体育施設開放事業に関する予算措置等を更に充実しました。もとより、この事業につきましては各地方公共団体における創意と工夫が要請されるところでありますが、貴教育委員会におかれては、下記事項の趣旨に沿って学校体育施設開放事業を促進されるとともに、管内市町村の教育委員会その他関係方面に周知徹底を図り、適切に指導されるようお願いいたします。

記

1 趣 旨

国民が健康で文化的な生活を営むためには、日常生活におけるスポーツ活動を活発にする必要があるが、近年、生活水準の向上や自由時間の増大等によりスポーツ活動に対する国民の欲求は急激に高まりつつある。このような地域住民の要請に応えるためには、公共のスポーツ施設を計画的に整備していくとともに、学校教育に支障のない限り、学校の体育施設の効果的な利用を推進する必要がある。そのため学校体育施設開放事業を推進するものとする。

2 学校体育施設開放事業の実施主体

学校体育施設開放事業は、教育委員会が行うものとする。

3 学校体育施設開放事業の対象となる施設

学校体育施設開放事業の対象となる施設は、公立の小学校、中学校及び高等学校の運動場、体育館、プール等の体育施設とすること。

4 施設管理

(1) 教育委員会は、学校体育施設開放事業に必要な事項を定め、学校体育施設開放を実施する場所及び時間帯を明示し、この場合において学校体育施設開放に伴う管理責任は、教育委員会にあることを明確にすること。

(2) 学校体育施設開放事業は、学校体育施設を地域住民の利用に供するものであることから、学校体育施設開放時における施設の管理責任者を指定するものとする。

(3) 学校体育施設開放事業を実施する学校ごとに施設の管理、利用者の安全確保及び指導に当たる管理指導員を置くものとする。

(4) 学校体育施設開放事業に関する利用者心得、施設設備の破損等に伴う弁償責任、事故発生時の措置等を定めること。

5 学校体育施設開放事業の運営

(1) 学校体育施設開放事業の運営は教員委員会が行うものとし、学校の体育施設を教育委員会に登録した団体の利用に供する形態が望ましいこと。

(2) 教育委員会は、学校体育施設開放事業を契機として、その施設を基盤とするグループが育成されるよう努めること。

(3) 教育委員会は、スポーツ関係団体と連絡を密にし、学校体育施設開放における管理指導員の選定等について協力を求め、効果的な事業の遂行を図ること。

(4) 事故防止に留意するとともに、保険制度を利用して事故発生に備えるようにすること。

6 学校体育施設開放事業に要する施設設備及び経費

(1) 学校施設について、学校体育施設開放に使用される部分とそれ以外の部分と分離できるよう必要に応じ柵等を設けるとともに、便所、更衣室等を独立して使用できるように配慮すること。

また、屋外運動場の夜間照明設備もなるべく設置するよう努めること。

(2) 新しく学校の施設を計画する場合には、施設計画上支障のない限り利用者の便を考慮した位置に学校体育施設開放のための施設を配置すること。

(3) 学校体育施設開放事業に要する施設設備の補修費、光熱水費等の経費を予算上措置すること。なお、必要に応じ施設設備の利用、参加についても適正な料金を利用者から徴収することを考慮すること。

7 その他

上記のほか、地域及び学校の実態に即し、地域住民の要請に応え、実施方法に工夫を加えて学校体育施設開放事業の効果があがるようなものとする。